

出入国管理及び難民認定法施行令及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

目 次

○ 出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第七十八号）（第一条関係）	1
○ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成二十三年政令第四百二十号）（第二条関係）	5

改 正 案

現 行

<p>（在留資格の変更の許可等に係る手数料の納付） 第二十五条 法第六十七条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>（在留資格の変更の許可等に係る手数料の額） 第二十五条 法第六十七条から第六十八条までの規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる許可又は交付の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>
<p>一 在留資格の変更又は在留期間の更新の許可（当該許可に伴い決定される在留期間が三月以下のものに限る。） 一 万円</p>	<p>一 在留資格の変更の許可 六 千円（当該許可の申請が電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下この条において同じ。）により行われた場合にあつては、五千五百円）</p>
<p>二 在留資格の変更又は在留期間の更新の許可（前号に掲げる許可を除く。） 次のイからへまでに掲げる当該許可に伴い決定される在留期間の区分に応じ、当該イからへまでに定める額</p>	<p>二 在留期間の更新の許可 六 千円（当該許可の申請が電子申請により行われた場合にあつては、五千五百円）</p>
<p>イ 三月を超え六月以下 一 万八千円（当該許可の申請が電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下この項及び次条第三号において同じ。）により行われた場合にあつては、一 万五千元）</p>	<p>三 永住許可 一 万円</p>
<p>ロ 六月を超え一年未満 二 万五千元（当該許可の申請が電子申請により行われた場合にあつては、二 万円）</p>	<p>四 再入国（数次再入国を除く。）の許可 四 千円（当該許可の申請が電子申請により行われた場合にあつては、三千五百円）</p>
<p>ハ 一年 三 万三千元（当該許可の申請が電子申請により行われた場合にあつては、二 万七千元）</p>	<p>五 数次再入国の許可 七 千円（当該許可の申請が電子申請により行われた場合にあつては、六 千五百円）</p>
<p>ニ 一年を超え三年未満 四 万八千元（当該許可の申請が電子申請により行われた場合にあつては、四 万二千元）</p>	<p>六 特定登録者カードの交付（再交付を除く。） 四 千円</p>
<p>ホ 三年以上五年未満 六 万四千元（当該許可の申請が電子申請により行われた場合にあつては、五 万六千元）</p>	<p>七 特定登録者カードの再交付 二 千円</p>
<p>ヘ 五年以上 七 万五千元（当該許可の申請が電子申請により行われた場合にあつては、六 万五千元）</p>	<p>八 就労資格証明書の交付 二 千円（当該交付の申請が電子申請により行われた場合にあつては、千 六 百円）</p>
<p>三 永住許可 二 十 万円</p>	<p>九 在留カードの交付 千 九 百円</p>
<p>四 再入国（数次再入国を除く。）の許可 四 千円（当該許可の</p>	<p>十 難民旅行証明書の交付 四 千 八 百円</p>
<p>再入国（数次再入国を除く。）の許可 四 千円（当該許可の</p>	<p>前項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、住民基本台帳に記録されている中长期在留者（特定在留カードの交付を受けた者を除く。）が、法第十九条の十五の二第一項（第二号に係る部分（法第二十二條第一項の規定による申請に</p>

- 申請が電子申請により行われた場合にあつては、三千五百円）  
五 数次再入国の許可 七千円（当該許可の申請が電子申請により行われた場合にあつては、六千五百円）
- 2 | 法第六十七条第三項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 | 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に生活に困窮していると認められる者で、難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けている者その他の人道上の配慮をする必要があるもの
- 二 | 外交又は公用の在留資格への変更を受ける者
- 三 | 公用の在留資格をもって在留する者で、在留期間の更新を受けるもの
- 四 | 前二号に準ずるものとして法務省令で定める者
- 3 | 法務大臣は、第一項第二号又は第三号に掲げる許可を受ける者（同号に掲げる許可を受ける者にあつては、法第二十二條第二項ただし書又は第六十一條の二の十四に規定する場合に該当する者に限る。第二号において同じ。）が前項第一号に掲げる者に該当する場合には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額に至るまで、法第六十七条第一項の手数料を減額することができる。
- 一 | 第一項第二号に掲げる許可を受ける者 一万円
- 二 | 第一項第三号に掲げる許可を受ける者 二万円
- 4 | 法務大臣は、第一項第一号又は第二号に掲げる許可を受ける者が第二項第二号から第四号までに掲げる者に該当する場合には、法第六十七条第一項の手数料を免除することができる。
- 5 | 第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、住民基本台帳に記録されている中长期在留者（特定在留カードの交付を受けた者を除く。）が、法第十九條の十五の二第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による申請を行った場合において、当該申請に基づき同条第五項の規定により特定在留カードの交付を受けるときは、当該申請に係る同条第一項第二号に掲げる申請に係る第一項第二号又は第三号に掲げる許可に係る

係る部分を除く。）に限る。）の規定による申請を行った場合には、当該申請に係る法第十九條の十五の二第一項第二号に掲げる申請（法第二十二條第一項の規定による申請を除く。）に係る前項第一号又は第二号に掲げる許可に係る手数料の額は、当該各号に定める額に第三條の三第一項に定める額を加えた額とする。

手数料の額は、当該各号に定める額（法第六十七条第三項の規定により手数料を減額した場合にあつては、同項の規定による減額後の額）に第三条の三第一項に定める額を加えた額とする。

（特定登録者カードの交付等に係る手数料の額）

第二十五条の二 法第六十七条の二及び第六十八条第一項の規定により納付しなければならぬ手数料の額は、次の各号に掲げる交付の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 特定登録者カードの交付（再交付を除く。） 四千円
- 二 特定登録者カードの再交付 二千円
- 三 就労資格証明書の交付 二千円（当該交付の申請が電子申請により行われた場合にあつては、千六百元）
- 四 在留カードの交付 千九百元
- 五 難民旅行証明書の交付 四千八百元

（権限の委任）

第二十六条 次に掲げる法務大臣の権限は、出入国在留管理庁長官に委任する。ただし、法務大臣が自ら行うことを妨げない。

一 二十五（略）

二十六 法第六十七条第三項に規定する権限

#### 附 則

（特定在留カードの交付に係る手数料に係る特例）

第七条 法第十九条の十五の二第十二項の政令で定める場合は、当分の間、第三条の三第二項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

- 一 法第十九条の十五の二第二項の規定による申請（特定在留カードの交付を受けた中長期在留者が行うものを除く。）又は当該申請に併せてされた同条第三項の規定による申出に基づき同条第六項又は第七項の規定により特定在留カードの交付を受けるとき。

（新設）

（権限の委任）

第二十六条 次に掲げる法務大臣の権限は、出入国在留管理庁長官に委任する。ただし、法務大臣が自ら行うことを妨げない。

一 二十五（略）

（新設）

#### 附 則

（特定在留カードの交付に係る手数料に係る特例）

第七条 法第十九条の十五の二第十二項の政令で定める場合は、当分の間、第三条の三第二項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

- 一 法第十九条の六又は第十九条の八第一項に規定する中長期在留者が、法第十九条の十五の二第二項（法第十九条の九第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる同条第三項の届出に係る部分を除く。）の規定による申請又は当該申請に併せてされた法第十九条の十五の二第三項の規定による申出に基づき同条第六項又は第七項の規定により特定在留カード

二  
(略)

二  
(略)の交付を受けるとき。

○ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成二十三年政令第四百二十号）（第二条関係）  
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （特定特別永住者証明書の交付に係る手数料に係る特例） 第三条 法第十六条の二第十六項の政令で定める場合は、当分の間、第九条第二項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第十六条の二第二項の規定による申請（特定特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が行うものを除く。）又は当該申請に併せてされた同条第四項の規定による申出に基づき同条第七項又は第九項の規定により特定特別永住者証明書の交付を受けるとき。</p> <p>三 （略）</p>	<p>附則 （特定特別永住者証明書の交付に係る手数料に係る特例） 第三条 法第十六条の二第十六項の政令で定める場合は、当分の間、第九条第二項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 特別永住者（住民基本台帳に記録されていない者に限る。）が、法第七条第二項又は第三項の規定により特別永住者証明書の交付を受けた場合において、法第十六条の二第二項（法第十条第四項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる同条第四項の届出に係る部分に限る。）の規定による申請（当該特別永住者証明書の交付の日において行うものに限る。）又は当該申請に併せてされた同条第四項の規定による申出に基づき同条第七項又は第九項の規定により特定特別永住者証明書の交付を受けるとき。</p> <p>三 （略）</p>